

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	(同左)
(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。	
法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）	
旧法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法	
新法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正後の租税特別措置法	
令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）	
旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正前の租税特別措置法施行令	
新令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正後の租税特別措置法施行令	
規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）	
旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）による改正前の租税特別措置法施行規則	
昭和50年旧法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法	
平成3年旧法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法	
措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	
措置令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	
 (「当該農業に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)	 (「当該農業に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)
2 令附則第28条第3項第2号かっこ書に規定する「当該農業に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、法附則第36条第4項に規定する特定農地所有適格法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下「農業」という。）に従事する日数の過半を当該農業に必要な農作業に従事することをいうものとする。	2 令附則第28条第3項第2号かっこ書に規定する「当該農業に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、法附則第36条第4項に規定する特定農地所有適格法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下「農業」という。）に従事する日数の過半を当該農業に必要な農作業に従事することをいうものとする。
(注) 農作業とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作 <u>（法</u>	(注) 農作業とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作又

改 正 後	改 正 前
<p>附則第36条第5項第1号に規定する耕作をいう。以下同じ。)又は養畜に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>11 令附則第28条第20項第1号に規定する旧法第70条の4第1項第1号の読替規定中「権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」とあるのは、法附則第36条第3項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等(旧法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等(法附則第36条第5項に規定する農地等をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地等の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているのであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、法附則第36条第5項第1号に規定する被設定者(以下15までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(被設定者による農地等の転用)</p> <p>15 被設定者が使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等を転用したことにより、法附則第36条第5項第1号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされる場合において、当該転用が令附則第28条第20項第2号による読替後の旧令第40条の6第7項に規定する被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用であるときは、当該転用は、納税猶予期限の確定事由とならない転用に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) …</p>	<p>は養畜に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>11 令附則第28条第20項第1号に規定する旧法第70条の4第1項第1号の読替規定中「権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」とあるのは、法附則第36条第3項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地等の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているのであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、法附則第36条第5項第1号に規定する被設定者(以下15までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(被設定者による農地等の転用)</p> <p>15 被設定者が使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等を転用したことにより、法附則第36条第5項第1号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされる場合において、当該転用が令附則第28条第8項第2号による読替後の旧令第40条の6第7項に規定する被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用であるときは、当該転用は、納税猶予期限の確定事由とならない転用に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) …</p>